

川越市教育委員会第13回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成27年3月24日 午後2時
- 3 閉 会 平成27年3月24日 午後3時45分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、都市計画部参事兼都市景観課長加藤忠正

8 前回会議録の承認

平成26年度第12回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1 議案第59号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第2 議案第60号 川越市いじめ問題対策委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3 議案第61号 川越市指定文化財を指定することについて

文化財保護課長

平成27年2月27日に開催した川越市文化財保護審議会において指定する旨を建議された4件について、新たに市指定文化財として指定しようとするものである。

文化財の名称は、「笹原門樋」、「沼口門樋」、「三軒家樋管」及び「松井松平家伝来葵紋大旗 附 大旗地裂並縫糸3点」である。「笹原門樋」、「沼口門樋」及び「三軒家樋管」は明治時代に作られた煉瓦造りの制水施設で、所有者は3件とも荒川右岸用排水土地改良区である。「笹原門樋」は、明治34年に旧荒川の右岸堤防に設けられた、灌漑用水の取水や増水時の逆流を防ぐ水門の機能を持つ制水施設で、現在まで使用されているものである。双塔式の立面構成やアーチその他の装飾など、洋風建築のデザインモチーフを取り入れ、単なる土木建築に留まらない建築美を試みており、明治期のアーチ型樋門の典型を示している。「沼口門樋」は、

明治38年に伊佐沼の東側数10メートルの八幡川に設けられ、用水需要期に堰板により仕切って伊佐沼の水位を一定の高さまで貯水させる機能を果たしていた。外観は、伊佐沼からの川の流れを集める煉瓦造りの翼壁、石材で作られた堰柱、笠木といったシンプルな構成で、仕切り弁を開閉するための鉄棒は片方が失われている。「三軒家樋管」は、明治43年に建設され、悪水を新河岸川に吐くための樋管である。煉瓦造りで入口は1連、出口は2連のアーチで分割して制水を容易にしようとしている。堰柱は御影石で、一部を削って煉瓦がはめ込まれた意匠になっており、吐口側に三軒家樋管と彫られた石の銘板が埋め込まれている。3施設とも、合理的な形状に意匠的にも工夫を凝らした近代土木遺産の特徴を顕著に表しており、市指定文化財として十分な価値があると考えられるものである。「松井松平家伝来葵紋大旗」は、松平周防守家の菩提寺である光西寺に伝わる葵の御紋の旗3点である。3点ともほぼ同寸の幅257センチメートル、縦226センチメートルで、白い平絹地の中央に丸に三つ葉葵紋を朱で描いている。3点のうち、最も古い旗1は旗地の劣化が激しく、破損した旗から葵御紋を切り取り、絹と紙で裏打ちをして保存しようとしており、非常に貴重なものであったと見られる。「松平家譜」等には、「天正10年、松井松平家初代康親が徳川家康から葵の御紋大旗を賜った」という記述があるが、家譜に記された大旗の形状、図柄等がほぼ一致しており、保管の状況等から見ても旗1が家康から下賜された現物であろうと考えられる。旗2は江戸時代初期、旗3はそれ以降に作成されたもので、破損した旗1の控えとして作られ、日光社参など特別な機会に松平周防守家当主の居場所を示すために使われた「本陣旗」であると考えられる。なお、附けたりとした大旗地裂並縫糸は、同じく光西寺に伝来する古文書で、表書きに「ねり御旗地きれ古き御旗地切れ」とある包み紙に、旗1の本体と裏打ちの布地、縫い糸と同じ物が保管されていたものである。大旗の記録等のためにこの形で残されたものと見られ、大旗の貴重性を裏付けする資料として併せて指定すべきと考えられるものである。

委員

2つの門樋及び樋管については、これまで修復された記録はあるのか。

文化財保護課長

いずれも明治期に建設されたものであるが、特に大規模な修復については聞いていない。

委員

現状においては、修復する必要はあるのか伺いたい。

文化財保護課長

「笹原門樋」については、傷みが進んでいる箇所があり補修が必要となるものと考えられる。また、「沼口門樋」については、堰板等の損傷が激しいため所有者である荒川右岸用排水土地改良区では改修して元の形に復元したいとの意向があると

聞いているが具体的にはなっていない。「三軒家樋管」については、大きな損傷はない。

委員

光西寺では松井松平家伝来の品を数多く所有されていると聞いているが、今後も市指定文化財に関する調査を行う予定はあるのか伺いたい。

文化財保護課長

文化財保護審議会では、現時点において特に予定はない。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第62号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて

参事兼都市景観課長

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画については、川越市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、当該保存地区の保存に関する基本計画を定めたものである。変更の趣旨としては、同条例第3条第4項の規定に基づき、川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画における文章中の記載を一部変更しようとするものである。変更の概要については、第5章「6. 住民との連携」の文章中の記載内容を2箇所変更しようとするものであり、1箇所目は、町並み委員会の名称が川越町並み委員会に改まったことに伴い、町並み委員会の前に「川越」と文言を追加するものである。2箇所目は、川越市都市景観条例の改正に伴い「、及び川越市都市景観条例に基づく都市景観推進団体との協議、情報交換を行い、」と文言の追加をするものである。

委員

第5章には記載されている国際化対応についての具体的な内容について伺いたい。

参事兼都市景観課長

パンフレットや案内板等の表示において整備を行い対応している。

委員

(仮称)住民協議会の設置を目指すとあるが、その具体的な期日について伺いたい。

参事兼都市景観課長

現状として既に設置されている川越町並み委員会が、その機能を担っているところである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第63号 川越市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を定めることについて

教育総務課長

公民館の休憩区分の見直しに伴い、本規程の一部を改正しようとするものである。

改正の内容については、別表中の公民館の休憩時間を午前11時から午後0時、午後0時から午後1時及び午後1時から午後2時までの3区分とし、所属長が割り振る時間としようとするものである。なお、施行期日は平成27年4月1日からとしようとするものであるが、本規程の一部を変更する訓令第1条の規定については、令達の日から施行しようとするものである。

委員

今回の改正による市民サービスへの効果について伺いたい。

参事兼中央公民館長

昼休みの時間帯も窓口対応の職員を配置できるようになり市民へのサービス向上が図れるものと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第64号 川越市蔵造り資料館条例施行規則等の一部を改正する規則を定めることについて

博物館長

改正の趣旨としては、川越市蔵造り資料館条例施行規則、川越市立博物館条例施行規則及び川越本丸御殿の設置及び管理条例施行規則の一部をそれぞれ改正しようとするものである。改正の内容は、年末年始の休館日を改正しようとするものであり、施行期日を平成27年4月1日からとしようとするものである。

委員

年末年始における開館日が増えるとのことであるが、その趣旨について伺いたい。

教育総務部長

職員は12月29日から1月3日までが年末年始の休みとなっている。現在休館日となっている12月28日と1月4日については職員が出勤しており、この2日間については開館日としようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第7議案第65号 川越市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員に委任する規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

クラッセ川越5階にある「女性活動支援のひろば」が廃止されることに伴い、必要な規定の整備しようとするものである。改正の内容については、本規則第2条に規定する市長の補助機関たる職員に委任する事務から、「女性活動支援のひろば」を削除しようとするものであり、施行期日は平成27年4月1日からとしようとするものである。

委員

女性活動支援のひろばを廃止する理由について伺いたい。

教育総務部長

ウエスタ川越に広聴課が所管する相談窓口が設置されるため、同様の機能を持っていた女性活動支援のひろばを3月31日で廃止するものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

委員長 議案第66号及び議案第67号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

日程第8議案第66号 川越市立高等学校管理規則等の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

行政職給料表等が適用となる職員の職名を見直すため、必要な規定の整備をしようとするものである。改正の内容については、給料表の5級から3級の職名である「主査」、「主任」及び「副主任」の職を見直し、「副主幹」、「主査」及び「主任」に改めようとするものであり、本規則の施行期日を平成27年4月1日からとしようとするものである。なお、議案第67号「川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程を定めることについて」においても同様の整備を行おうとするものである。

委員

副主幹の職務内容については「上司の命を受け、特に指定された困難な事務を担当し、職員を指揮監督する」とあるが、困難な事務とは具体的にどのような内容か伺いたい。

教育総務部長

困難な事務とは、具体的な業務内容を指しているものではない。主任、主査、副主幹等のそれぞれの職務内容の比較において困難な事務としているものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第9議案第67号 川越市公民館処務規程等の一部を改正する規程を定めることについて

(全員異議なく原案どおり決定)

委員長

議案第68号及び議案第69号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

日程第10議案第68号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を定めることについて

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、川越市教育委員会事務委任規則のほか、計6規則を改正しようとするものである。改正の概要については、教育長が常勤の特別職となることに伴う規定の整備や改正法による条ずれ等により規程の整備をしようとするものである。なお、現教育長の委員としての任期

が満了する平成29年3月31日までは、現在の制度が継続するが、不測の事態に備えるため、ここで関係規則の改正を行おうとするものである。また、本規則の施行期日は平成27年4月1日としようとするものであるが、本規則の施行の際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、現教育長が在職する場合は、改正前の6規則の規定は、なおその効力を有するものとしようとするものである。

委員

平成27年4月1日を施行日として実施される内容について伺いたい。

教育総務課長

総合教育会議である。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第11議案第69号 川越市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則を定めることについて

教育総務課長

改正の趣旨については、議案第68号と同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、川越市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則を制定しようとするものである。制定の概要については、教育長職務代理者たる委員が行う職務を事務局職員に委任すること等に関し、必要な事項を規定しようとするものであり、施行期日は平成27年4月1日としようとするものである。また、本規則の施行に合わせて川越市教育長職務代理者指定規則を廃止しようとするものである。なお、本規則の施行の際に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項の規定により、現教育長が在職する場合は、川越市教育委員会教育長職務代理者指定規則の規定は、なおその効力を有するものとしようとするものである。

委員

教育長職務代理者について伺いたい。

教育総務部長

現行において委員長が教育委員会の代表であることから委員長職務代理者は委員から指名され、教育長は事務局を統括することから教育長職務代理者は事務局の部長が指定されていた。改正法においては委員長の職が廃止され教育長が教育委員会の代表となることから、その代理者も教育委員から指名されるものである。しかし、教育委員は非常勤であるため、事務局の部長にその事務を委任しようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

- (1) 埼玉県指定文化財指定に伴う内容変更について

文化財保護課長

市指定文化財の「石田本郷大野家文書」の一部が新たに埼玉県指定文化財となったことにより、市指定内容が変更になるものである。当該文化財は河越本郷（現在の石田本郷）で中心的な地位を占めていた大野家に伝わる文書で、25点のうち5点が戦国時代の後北条氏関係の文書、9点が江戸時代初期の年貢割付関係の文書、11点が江戸時代後期の借錢関係の文書となっている。このうち戦国時代の後北条氏関係の文書が3月9日の埼玉県教育委員会で文化財に指定されることが決定し、3月13日の告示をもって決定したものである。埼玉県指定された場合、川越市文化財保護条例第6条第4項の規定により市指定は解除されたものとされる。当該文化財の一部が県指定となったことから、県指定された5点を除いた20点に員数が変更となったものである。

委員

大野家についての具体的な内容について伺いたい。

文化財保護課長

石田本郷における旧家で中心的な地位にあったものと思われる。

- (2) 第二次川越市教育委員会特定事業主行動計画《前期計画》（教職員の仕事と子育ての両立推進プラン）の策定について

参事兼学校管理課長

本市教育委員会では、国の「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市立学校に勤務する教職員を対象とした「川越市教育委員会特定事業主行動計画」を策定し、雇用主として教職員の子育て支援などに努めている。この度、同法の有効期限が10年間延長されたこと、併せて現行の「川越市教育委員会特定事業主行動計画」について、平成27年3月末日をもってその計画期間が満了となることから、新たに平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間とする「第二次川越市教育委員会特定事業主行動計画《前期計画》」を策定したものである。

本計画の内容については、「1 はじめに」、「2 これまでの状況と課題」、「3 計画の対象者及び期間」、「4 計画の推進に当たって」、「5 具体的な取組内容」、「6 おわりに」の6章から構成されている。具体的な取組としては、出産や育児に係る各種休暇制度の周知、特に男性教職員の育児参加の促進、休暇を取りやすい雰囲気醸成、校務の見直しなどを図っての時間外勤務の縮減などがある。

今後の予定については、本年4月の校長会で本計画について説明し、各教職員へ周知し取り組んでいくこととなっている。

委員

子育て休暇、出産補助休暇及び男性職員の育児参加休暇は有給休暇か伺いたい。

参事兼学校管理課長

有給休暇である。

委員

年次休暇のほかにこれらの休暇があるということか。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

委員

平成25年の年次休暇の1人当たりの平均取得日数は9.8日とのことである。校務等により多忙なことと思うが、次代を担う子どもを育成する意味からも男性の育児参加を推進していただきたい。

委員

当該計画の推進に必要なことは、時間外勤務の軽減など学校として休暇を取得しやすくする環境整備が重要となるものとする。また、子育て休暇の取得の促進においては、子どもが在籍する学校等が実施する行事に出席する場合等のための特別休暇について、円滑に取得できるよう環境を整備する旨の記載がある。教員が自分の子どもの学校行事に参加する際の休暇の決裁は校長により行われているものと思われるが、行事が重なる場合はその判断が困難なケースがあるものとする。そのため、教育委員会から一定の基準を設けるなどの対応が必要であるとするがいかか。

参事兼学校管理課長

自分の子どもの学校行事に参加することは大事なことであり、参加させたいと考えている。しかしながら、学校や教員の状況はそれぞれ異なっており、一律に基準を設けることは困難な状況である。

委員

平成31年度の目標については、「出産補助休暇」及び「育児参加のための休暇」の取得対象教職員数に対する取得した人数割合が、それぞれ80%以上となるように努めるとしているが、現状を見ると相当高い数値であるとするがいかか。

参事兼学校管理課長

市で策定している特定事業主行動計画との関係も考慮したものとなっているが、休暇取得手続きを簡略化するなどの工夫をしながら、目標が達成するよう努めていきたい。

(3) (仮称)川越市新学校給食センター整備運営事業入札公告について

参事兼学校給食課長

本事業の実施事業者を決定するため、入札に参加する者に必要な資格、入札に必要な事項について、平成27年3月25日に公告するものである。公告するものとしては、入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)を添付資料として公表するものである。次に入札説明書の概要に

については、事業名称が（仮称）川越市新学校給食センター整備運営事業、事業方式はPFI—BTO、事業期間としては、設計・建設期間を平成27年12月から同29年8月とし、開業準備期間は平成29年8月となっている。維持管理・運営期間は平成29年9月から同44年8月までの約15年間である。次に入札手続きに関する事項であるが、入札公告及び入札説明書等の交付を3月25日に行い、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付を5月12日に、入札及び提案書の受付及び開札を7月23日に行う。また、落札者の決定及び公表を本年9月に予定している。その後、本年12月に、事業契約に係る議案を議会に付議し議決いただいたのち、事業契約を締結していきたいと考えている。次に事業者選定に関する事項であるが、事業者の選定については、川越市新学校給食センター整備運営事業者選定委員会を設置し、入札方法は総合評価一般競争入札方式により行う。最後に事業契約に至る手続きについては、まず、グループ企業からなる落札者は、市と基本協定を締結し選定事業者となる。この選定事業者は、協定に基づき特別目的会社を設立し、市はこの特別目的会社と仮契約の締結をするものである。

委員

食中毒等の事故が起きた場合における、契約の解除について伺いたい。

参事兼学校給食課長

契約解除に至る前に減額等の措置を行う。その内容については、給食提供に軽微な影響があった場合、給食提供に重大な影響があった場合、指定時間以外に給食を提供した場合、給食を提供できなかった場合といった段階を設定しており、その度合いにより減額の内容を変え支払い停止となる場合もある。なお、契約解除については必要な措置を講じた上で、最終的な手段として考えている。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第59号及び議案第60号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第59号は、関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）による審議とすることに決定した。
- (2) 議案第59号は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 議案第62号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて、都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (4) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。

(5) 次回教育委員会は平成27年4月20日（月）午後2時開催に決定した。